

余市町シティプロモーション動画制作業務委託仕様書

1. 業務目的

本業務は、余市町の魅力（ワイン産業、一次産業、自然環境、暮らし、人物）を国内外に向けて効果的に発信し、①豊富かつ魅力的な町産業資源の PR、②余市町ブランド価値の向上、③町民のまちへの愛着と誇りの醸成を図ることを目的として、戦略的なプロモーション動画を制作するものである。

2. 業務履行期限

契約締結日～令和9年3月12日（金）

3. 業務内容

本町が世界的に注目を集めるワイン産業を「メインコンテンツ」と明確に位置づけ、他自治体の観光 PR 動画とは一線を画す、高付加価値かつ物語性のある映像表現を行う。単なる観光紹介映像ではなく、「なぜ余市町のワインは国際的にも評価されるのか」「この土地で生き、携わる人々の思想・哲学は何か」を深掘りし、視聴者の感情に訴求するブランドムービーとして制作する。

受託者は派生動画として短尺版も制作するものとし、以下の動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に本町と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な動画素材の撮影や調達、作画等を行う。なお、撮影箇所は町が指定する場合がある。次の内容は、委託業務に含むものとする。

①資料・素材の収集

②肖像権や著作権について必要な手続き（撮影・編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube 等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

③出演者、協力者、撮影地への交渉・許可（肖像権や著作権にかかる調整を含む）

④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集・動画作成

撮影した映像について効果的な加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、本町による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。動画の内容については次のとおりとする。

①季節ごとのワイン産業に関するコンテンツ（風景・歴史・製品・設備・醸造家の思い等）を必ず入れること。

②音楽（BGM）、字幕（日本語・英語）、ナレーション、コンピュータグラフィック、イラスト等を必要に応じて適宜挿入すること。

- ③観光誘客要素（観光地・産業・食資源・体験プログラム等）を取り入れること
- ④日本人のみならずインバウンドに遡及できるインパクトのある内容とすること
- ⑤ブランドストーリー性の高い構成とすること
- ⑥余市町産ワインに関心の薄い層にも購買意欲を掻き立てられる内容とすること
- ⑦スタビライズ機材・高画質機材・ドローン等の高度技術を取り入れること

4. 成果品

成果品は、長さ・本数・縦型横型・使用するPR素材数及び納品する映像は企画提案に基づく以下の成果品とするが、TVやYouTube等の一般視聴対応用とした「メイン動画」およびメイン動画を戦略的に切り出す等のSNSなどで活用可能な「短尺派生動画」の制作を必須とする。なお、撮影した動画素材については、業務期間中に随時納品すること。

(1) 映像のマスターデータ

MP4形式で（1920×1080（横撮り）、1080×1920（縦撮り）相当以上の解像度とすること

【必須制作動画（基本構成）】

①メイン動画

・歴史・テロワール・造り手の思想・理念を主軸とした映像作品

ア フルサイズ：1本（5分程度）

イ ダイジェスト版：1本（1分半～3分程度）

②短尺派生動画：計3～5本程度

ア 60秒版：1本（WEB・イベント上映用）

イ 30秒版：1～2本（SNS広告用、縦型活用想定）

ウ 15秒版：1～2本（SNS広告用、縦型活用想定）

(2) 撮影した動画素材一式

(3) サムネイル画像（用途別数点）

(4) 事業完了報告書（紙印刷2部、PDFデータ）

5. 著作権の取り扱い

①本業務の実施により完成した映像及び撮影した全ての映像素材の著作権（著作権法第27条・第28条の権利含む）は、余市町に帰属するものとし、その利用及び再編集は本町において自由に行うことができるものとする。

②本業務の実施による成果品は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。ただし、著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本町はその責任を負わない。

③受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

6. その他

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携をとり、適

宜業務内容の方針及び条件等について打ち合わせを行うこと。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項または受託内容の変更については、発注者・受託者協議の上で、決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。

(4) 本業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。また、本業務において作成した成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

7. 本仕様に関する発注者連絡先等

【連絡先】 〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町26番地

余市町役場 総合政策部政策推進課

電話：0135-21-2117（同課）

メール：s.cyousei@town.yoichi.hokkaido.jp